

令和6年度入園

子育てのための施設等利用給付申請手続きのご案内



■ 幼児教育・保育の無償化

令和元年の子ども・子育て支援法の改正により「幼児教育・保育の無償化」が始まりました。無償化給付は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けたお子さんが対象です。無償化給付の対象となる費用は、保育料及び入園料で、月額25,700円まで給付が受けられます。保育の必要性の認定を受けると、預かり保育料についても無償化の対象となります。

給付認定を受けていないお子さんは、無償化給付の対象となりません。入園申し込みの際に幼稚園を通して手続きを行ってください。

■ 認定区分について

お子さんの保育の必要性の有無や年齢によって、1～3号認定のいずれかの区分に認定されます。区分によって給付の内容（無償化となる範囲）が異なります。

認定区分	対象となる子ども	無償化の範囲
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2、3号認定を除く)	保育料（月25,700円まで）
2号認定	4月1日時点の年齢が3歳以上で、保護者の就労や疾病等により <u>保育を必要とする</u> 就学前の子ども	保育料（月25,700円まで） 預かり保育料（月11,300円まで）
3号認定 ^{※1}	市町村民税非課税 ^{※2} 世帯の満3歳児 ^{※3} であり、保護者の就労や疾病等により <u>保育を必要とする</u> 子ども	保育料（月25,700円まで） 預かり保育料（月16,300円まで）

※1 未就園（2歳児等）クラスに通っている方も、条件によって無償化の対象となる場合があります。

※2 4月～8月は前年度の税額、9月～翌年3月は当年度の税額で判定します。

※3 満3歳児…3歳の誕生日を迎えたあと、最初の3月31日までの間にある子ども。

■ 認定の申請について

認定の申請に当たっては、認定区分に応じて次の書類を幼稚園に提出していただきます。記入漏れや不足書類がないことを御確認の上、提出してください。

認定区分	提出書類
1号認定	●子育てのための施設等利用給付認定申請書 ●個人番号届出書及び本人確認書類（必ず封筒に入れて、封をしてください。）
2号認定 3号認定	●子育てのための施設等利用給付認定申請書 ●保育の必要性を証明する書類 →次ページで必要書類等を確認してください。 ●個人番号届出書及び本人確認書類（必ず封筒に入れて、封をしてください。）

*申請書や保育の必要性を証明する書類は、個人番号届出書専用封筒には入れないでください。

■ 提出期限について

4月入園の方は、次の期限までに入園予定の幼稚園または厚木市こども育成課に提出してください。なお、入学願書は幼稚園に提出してください。認定通知書は、令和6年1月下旬発送予定です。

提出期限：**11月17日（金）**

*申請は、提出期限以降も随時受け付けます。

■保育を必要とする事由や認定期間について

お子さんの保育が必要な事由によって、必要な書類※¹や認定期間が異なります。2・3号の認定は、提出書類が全てそろってから認定を行うため、認定期間は書類提出日以降となります。

保育が必要な事由	保育の必要性の証明に必要な書類等※ ²		認定期間
就労 (月64時間以上の就労時間)	会社等勤務	就労証明書、シフト表(変則勤務の場合)	就労する期間(就労時間は、休憩・時間外労働等を除いた雇用契約上の実働時間で判定します) *無収入で就労と認められない場合は対象になりません(ボランティア、町内会の役員等)
	自営	就労証明書、確定申告書等	
	居宅内(内職等)	就労証明書、出来高証明書・納品書等(写し)	
	育児休業から復帰	就労証明書、育児休業復帰申立書、育児休業給付金支給決定通知書等	
妊娠・出産	母子手帳の表紙と出産予定日を確認できるページの写し		出産(予定)日前8週を含む月の初日から、後8週を経過する日の翌日を含む月の月末まで
疾病・障がい	疾病・負傷申立書、診断書又は障害者手帳(写し) / 介護保険被保険者証(写し)		治療に要する期間
介護・看護	介護・看護申立書、診断書又は障害者手帳(写し) / 介護保険被保険者証(写し)		介護・看護に要する期間 *同居の親族に限ります。
災害復旧	り災証明書		災害復旧に要する期間
求職活動	求職活動申立書、ハローワーク受付票等		2か月が経過する日を含む月の月末まで
就学	在学証明書、授業時間割		終了予定日が属する月の月末まで
虐待・DV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明(写し)等		保護を要する期間
育児休業中の在園児継続利用	育児休業延長に係る保育所等利用申出書 *新入園児は、当該事由での2、3号認定申請はできません。		育児休業取得時の在籍クラスが、 ①3歳クラス以下：生まれてきた子どもの1歳の誕生日の前日を含む月の月末まで ②4歳クラス以上：職場復帰まで

※1 **認定には、保護者それぞれの保育を必要とする事由が確認できる書類が必要です。**

各種証明書は、令和5年10月1日以降の証明日のものがが必要です。

※2 就労証明書の様式は、厚木市で作成している者を使用してください。様式は園から受け取るか、厚木市公式ホームページからダウンロードしてください。



▲厚木市HP

- 認定後に保育を必要とする事由や保護者等が変更になった場合は、変更申請の手続きが必要です。速やかに幼稚園又はこども育成課で手続きをお願いします。
- 2・3号認定の方で保育の必要性がなくなった場合は、1号認定に変更となります。
- 厚木市外に転出する場合は、事前に幼稚園に申し出を行うとともに、転出先の市区町村で所定の手続きを行ってください。



■無償化の対象となる費用について

●保育料・入園料（1～3号認定共通）

保育料及び入園料に係る無償化給付は、月額25,700円を上限として、市から園へ支払います。保護者の方は、「園が設定した保育料 － 25,700円」（マイナスになる場合は、保育料0円）を園に毎月お支払いください。通園バス代や行事費など実費で徴収されている費用は、無償化の対象外です。園が定める金額をお支払いください。

例：園の保育料が30,000円の場合 → 保護者の自己負担額 4,300円（差額分）

園の保育料が23,000円の場合 → 保護者の自己負担額 0円

なお、無償化の上限額（25,700円）を下回る保育料を設定している園に通っている方は、入園料の支払い年度に限り、月額25,700円を上限として、毎月の保育料と入園料の在籍月割りした額の合計額が無償化の対象となります（市内には月額25,700円を下回る保育料の園はありません）。

●預かり保育料（2・3号認定のみ）

2・3号認定の方は、保育料・入園料に加えて預かり保育料も無償化の対象になります。預かり保育料は、いったん園にお支払いいただき、後から利用実績に応じて市から保護者へ給付を行います。

給付額は「月額450円 × 利用日数」で算出し、2号認定の方は月額11,300円、3号認定の方は月額16,300円が上限額です。給付は、上半期（4月～9月分）と下半期（10月～翌年3月分）に分けて行います。詳細は園を通じてお知らせします。

例：4月の預かり保育利用日数が20日、園の預かり保育料が12,000円（月額）の場合

→ 給付額 450円×20日＝9,000円、保護者の自己負担額 3,000円

なお、在籍園の預かり保育の実施時間等が少ない（「開園日数200日未満」又は「開園時間1日8時間未満」）場合、預かり保育の利用料に、併用した認可外保育施設等（企業主導型保育事業を除く）の利用料を加えて計算することができます。

★副食費の補助（1～3号認定共通）

給食費のうち、副食費（おかず代）については、いったん園に副食費をお支払いいただき、後から実績に応じて市から保護者の方に補助を行います。対象者は次のとおりです。なお、主食費（お米・麺・パンなど）は補助対象外です。詳細は園を通じてお知らせします。

対象者（①又は②に該当する方）

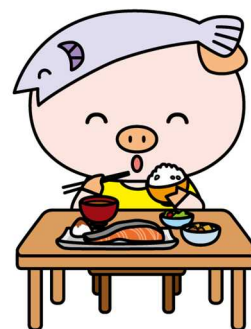
①第3子以降の方（小学校3年生までの兄弟を第1子としてカウント）

②年収360万円未満相当世帯の方

（保護者の市町村民税所得割額の合計が77,100円以下。市民税が未申告の場合、副食費補助の決定を行うことができません。）

補助額 月額 **4,500円**（上限）

*支払った副食費が上限額を下回る場合は、支払った額が補助額



問い合わせ：厚木市こども育成課こども政策係

☎ (046) 225-2262 FAX (046) 225-4612

厚木市 無償化

検索